

1 審査会の結論

平塚市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、「 及び の交流に関する
小学校の校長や教頭が支援級担任から聞き取った内容についての記録一切」(以下「本
件文書」という。)を一部開示決定した処分は妥当ではなく、保有個人情報開示請求を行っ
た法定代理人である父親(以下「審査請求人」という。)の子(。本答申においては、
以下「本人」という。)以外の 小学校(以下「学校」という。)児童の個人に関する情
報を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人は、平成31年2月19日付けで平塚市個人情報保護条例(平成19年条例第
13号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき行った保有個人情報開示請求(以
下「開示請求」という。)に対して実施機関が行った平成31年3月5日付け保有個人情報
一部開示決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、審査請求人の開示請求権が及ばな
いとされた保有個人情報(以下「審査請求対象文書」という。)の開示を求めるものである。

3 審査請求に至る経緯

(1)本件文書に記録されている保有個人情報に係る本人の親権者である審査請求人は、平
成31年2月19日、条例第14条第2項第1号の規定に基づき、未成年者の法定代理
人として開示請求を行った。

(2)実施機関は、平成31年3月5日、本件文書に条例第16条第2号に規定する開示請
求者以外の個人に関する情報が含まれているとして、保有個人情報一部開示決定通知
書にて審査請求人に対し、本件処分を通知した。

(3)審査請求人は、本件処分に不服があるとして、平成31年3月22日、行政不服審査
法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求を行
った。

4 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する審査請求理由
の趣旨は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

(1)実施機関は、本件文書は「聞き取った内容の記録の一切」としているにも関わらず、
学校に対し、「春先の交流が進まなかった時期の記録のみ」を提示するよう指示し、意

図的に開示対象範囲を狭めた。

- (2) 学校は、平成 年 4 月から同年 7 月までの記録として、A 4 サイズ文書 9 枚 (1 頁から 9 頁までの頁番号あり) を実施機関に提示したが、審査請求人に開示されたのは A 4 サイズ 4 枚 (6 頁から 9 頁まで) となっており、半分以上が開示されなかった。
- (3) 管理職による支援級担任への聞き取りは、本人の交流が進まなかったことに対して行われたもので、交流に関わる教員間のやりとり、支援級担任が事実と異なる内容を保護者に伝えたことなど、学校が提示した以外にも開示すべき記録が存在しているはずである。
- (4) 学校においては、普通級児童と支援級児童との交流を行っているが、両級教諭間の意思疎通が図られず、平成 年 4 月に本人が入学した直後から交流が円滑に実施されなかった。このため、審査請求人及びその妻 (以下「両親」という。) の申入れにより学校関係者との話し合いを頻回にわたって実施した。同年の秋、支援級担任の「普通級担任の不同意により交流が進まなかった。」という釈明が虚言であることが露見し、結果として平成 年 月に支援級担任は離職した。しかしながら、離職するまでの期間においても、管理職が担任から聞き取った記録が多く存在しているはずである。
- (5) 平成 年 1 月、審査請求人の妻は、支援級担任の「普通級担任の不同意により交流が進まなかった。」という釈明が虚言であったことについて、その経過をまとめた文書を実施機関に提出した。
- (6) 学校で教職員が起こした問題に対して、保護者との話し合いや教職員からの聞き取り等を記録しておくことは重要であり、正確性をもって当然に行われるべきで、問題の一部分しか記録していないということは、誠意をもって対応する姿勢を欠いており、なおかつ管理責任にも関わる事態である。

5 実施機関の主張

実施機関が、保有個人情報一部開示決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

「意図的に開示対象範囲を狭めた。」のではなく、開示した行政文書に記録されている保有個人情報以外は本人の情報ではなく、第三者の個人情報にあたりと判断したからである。

また、開示した行政文書以外に本人に係る保有個人情報が記録されている行政文書は

取得及び作成していない。

6 審査会の判断

(1) 条例第16条第2号について

条例第16条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めている。

同条第2号は、「開示請求者（請求代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。…）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）…又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害すると認められるもの。」と定めている。

(2) 学校生活における「交流」の意義について

「小学校学習指導要領」第6章「特別活動」第3「指導計画の作成と内容の取扱い」1(5)において、指導計画の作成に当たって、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」とされ、一方、同じく2(4)において、普通級児童を念頭に「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。」とされている。

これらを踏まえると、普通級児童と支援級児童の「交流」は、両級児童にとって意義のあることであり、学校内において計画的、組織的に実施されることが定められているものと考えられる。

本事案は、両級教諭間の意志の疎通が図られず、校長・教頭等の指導も不十分であったことが発端となり、入学直後の本人を含む支援級児童と普通級児童との「交流」が円滑に実施されなかったものであり、両級児童にとって学校での重要な活動が阻害されただけにとどまらず、憲法第26条第1項に規定する「教育を受ける権利」に関わるものといわざるを得ない。

(3) 審査請求人について

当審査会は、行政不服審査法第13条に規定する参加人として、審査請求人の妻の出

席についても認めたとうえで、条例第41条第4項の規定に基づき、令和元年8月27日、審査請求人に対して意見聴取を実施した。

意見聴取において、両親は「入学前から普通級との「交流」を学校に対して要望していたにもかかわらず、それが叶わなかった」との思いを共有しており、両親の間で「交流」を巡る学校の対応への見解については相違が無いことを確認した。

(4) 開示の妥当性について

本事案において、実施機関が「開示請求者以外の個人」としているのは、本人以外の児童及び審査請求人の妻である。妻の個人情報につき不開示としたのは、本人の「交流」を巡る妻と学校関係者との話し合いに関わる記録である。

両親は本人に対して、民法(明治29年法律第89号)第818条に規定される親権を行う者であり、同条第3項には「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」と規定され、かつ第820条には「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定されている。

これら両親に課されている民法上の義務に即して、「平塚市個人情報保護条例の解釈と運用基準」第14条第2項第1号関係「解釈3」では、父母の意志が一致している場合「この条例に基づく請求については、必ずしも父母共同名義の代理行為を求めるものとはしない扱いとする。」としている。本事案は、この規定に該当するものと判断する。

よって、実施機関が審査請求人に開示請求権がないと判断した妻に係る保有個人情報は、親権者の個人情報であるとともに、事柄の内容から見て本人の個人情報であると見なすことができる。

本人の「交流」に関する学校の対応について、両親の見解は前記(3)のとおりであり、本人の情報を両親に開示することの支障は認められない。

なお、本人以外の児童に関する情報は、条例第16条第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため、これを不開示としたことは妥当である。

(5) 本文書の特定の妥当性について

意見聴取において、審査請求人は「支援級の担任が出席しない打ち合わせが複数回あり、校長及び教頭が支援級担任から聞き取ったメモを見ながら話していた。」と述べており、本件審査請求対象文書以外に保有個人情報が記録された文書があるはずとの主張がされている。

当審査会が実施機関に対する意見聴取において確認したところ、校長から「私用のノートに記録をとっていたものであり、本件審査請求対象文書を作成後に廃棄した。」との回答を得た。

よって、本件審査請求対象文書以外に本人の個人情報が記録された行政文書は存在しないと判断する。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

付言

実施機関は、本件審査請求対象文書以外の行政文書は存在していないと主張しているが、「行政文書の取得及び作成の意義」については、平塚市情報公開審査会答申第42号（平成30年12月19日）において、平塚市情報公開条例第26条（行政文書の適切な作成及び取得）及び平塚市立学校行政文書取扱規程第11条（行政文書の処理の原則）の規定を遵守すべき旨を付言しているところであり、これに違背する事態が未だに続いていることは誠に遺憾であり、早期かつ継続的に教職員に徹底すべきであることを、あらためて付言する。

別紙「審査会の経過」

年月日	会議名	審査会の経過
平成31年3月22日		審査請求
令和元年5月8日		諮問書を受理
令和元年5月10日		審査請求人に対し、意見書の提出について通知
令和元年5月27日		意見書を受理、写しを実施機関に送付
令和元年7月10日	第64回個人情報保護審査会	意見書までの報告
令和元年8月27日	第65回個人情報保護審査会	審査請求人及び実施機関からの意見聴取
令和元年9月27日	第66回個人情報保護審査会	審議
令和元年10月16日	第67回個人情報保護審査会	審議、答申